l

平成20年11月21日

公的年金財政状況報告 -平成 18 年度 - (要旨)

(案)

1 財政収支

〇公的年金制度全体の財政収支状況

- 給付費は43.8 兆円-

公的年金制度全体でみると、18年度の収入は保険料収入27.2兆円、国庫・公経済負担7.2兆円等、支出は年金給付費43.8兆円等となっている。18年度末の積立金は、簿価ベースで191.5兆円、時価ベースで204.7兆円であった(図表1、本文図表2-1-1)。

〇保険料収入

一被用者年金で増加、国民年金で減少一

保険料収入は、厚生年金21.0兆円、国共済1.0 兆円、地共済3.0兆円、私学共済0.3兆円、国 民年金1.9兆円であった(本文図表2-1-4)。18 年度は、すべての被用者年金で増加した一方、 国民年金で減少した。

〇給付費

- 国共済以外の被用者年金、基礎年金で増加ー

図表 1 財政収支状況 -平成18年度-

区分	公的年金 制度全体
in 7 40 kg in	億円 469, 109
収入総額 簿価ベース	462, 102
時価ベース	[478, 505]
保険料収入	272, 435
国庫・公経済負担	72, 394
追加費用	15, 914
運用収入 簿価ベース	47, 289
(再掲 年金積立金管理運用 独立行政法人納付金)	(19, 611)
時価ベース	[63, 472]
積立金相当額納付金	2, 567
職域等費用納付金	2, 762
解散厚生年金基金等徴収金	6,800
積立金より受入	36, 995
その他	※ 4,948
支出総額	441,539
給付費	437, 809
その他	3, 730
収支残 簿価ベース	20, 563
時価ベース	[36, 966]
年度末積立金 簿価ベース	1, 914, 928
時価ベース	[2, 046, 554]

注 公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとりである基礎年金拠出金、基礎年金交付金、財政調整拠出金、年金保険者拠出金(国共済組合連合会等拠出金収入)について、収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」14,142億円を除いた額を計上している。なお、収入のその他には、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」が含まれている。

給付費^注は、厚生年金 22.3 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.3 兆円、私学共済 0.2 兆円、国民年金の国民年金勘定 1.8 兆円、基礎年金勘定 13.5 兆円であった(本文図表 2-1-12)。国共済以外の被用者年金で増加が続いている。国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続く一方で、国民年金勘定では一貫して減少傾向が続いている。

注 各制度の給付費は、基礎年金相当給付費(旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる分)を含む。 国民年金勘定の給付費は主として旧法国民年金の給付費、基礎年金勘定の給付費は基礎年金給付費である。

〇積立金

積立金^注は、厚生年金 130.1 兆円 [139.8 兆円]、国共済 8.8 兆円 [9.2 兆円]、地共済 39.7 兆円 [42.0 兆円]、私学共済 3.4 兆円 [3.6 兆円]、国民年金勘定 8.8 兆円 [9.4 兆円]、基礎年金勘定 0.7 兆円であった。(本文図表 2-1-15)。なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

注 数値は簿価ベース、「〕内は時価ベースである。時価評価の方法については本文図表 2-1-17 参照。

〇単年度収支状況

単年度収支状況は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。公的年金制度全体の単年度の収入総額は、簿価ベースで42.5 兆円、時価ベースで44.2 兆円、単年度の支出総額は44.2 兆円となっている(図表2、本文図表2-1-3)。

単年度収支残^注は、簿価ベースで 1.6 兆円の赤字、時価ベースで 28 億円の赤字となっている。平成 16 年改正により積立金を活用する有限均衡方式による財政運営に変わっており、財政再計算においてあらかじめ見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。

図表 2 単年度収支状況 - 平成18年度 - 【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

【年金数理部会か年金財政の観点から制度傾断的に比較・分析したもの】				
	区 分		公的年金 制度全体	
	総額	簿価ベース	億円 425, 107	
		時価ベース	[441, 511]	
	保険料収入		272, 435	
収単	国庫・公経	済負担	72, 394	
	追加費用		15, 914	
年 入度	運用収入	簿価ベース	47, 289	
/ (_		三金積立金管理運用 由立行政法人納付金)	(19, 611)	
		時価ベース	[63, 472]	
	積立金相当	額納付金	2, 567	
	職域等費用	納付金	2, 762	
	解散厚生年	金基金等徴収金	6, 800	
	その他		4, 948	
支章	総額		441, 539	
年	給付費		437, 809	
出度	その他		3, 730	
	単年度収支残	簿価ベース	△ 16, 432	
		時価ベース	[△ 28]	
	年度末積立金	簿価ベース	1, 914, 928	
		時価ベース	[2, 046, 554]	

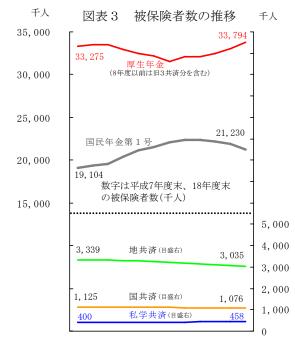
注 公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金 制度内でのやりとりである基礎年金拠出金、基礎年金交付金、財政 調整拠出金、年金保険者拠出金(国共済組合連合会等拠出金収入) について、収入・支出両面から除いている。

注 公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、単年度収支残(図表 2)は、事業運営の結果を示す決算の収支残(図表 1)とは異なるものである。

2 被保険者

〇被保険者数 -厚生年金、私学共済で増加-

被保険者数は、被用者年金が、厚生年金3,379万人、国共済108万人、地共済304万人、私学共済46万人の計3,836万人、国民年金第1号被保険者が2,123万人、第3号被保険者が1,079万人で、公的年金制度全体では7,038万人であった(図表3、本文図表2-2-1)。18年度は、厚生年金と私学共済で増加し、被用者年金制度計で2.0%増加した。一方、国民年金第1号被保険者は3.1%減少し、公的年金制度全体では0.1%減少した。減少し、公的年金制度全体では0.1%減少した。



平成 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 年度

○1人当たり標準報酬額 -男女間の差が小さい国共済と地共済-

1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)は、厚生年金 31.3 万円、国共済 41.0 万円、地共済 45.1 万円、私学共済 36.9 万円であった(本文図表 2-2-9)。一方、賞与も含めた1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、厚生年金 37.4 万円、国共済 54.5 万円、地共済 60.0 万円、私学共済 48.7 万円であった(本文図表 2-2-10)。国共済と地共済は、厚生年金や私学共済に比べて男女間の差が小さい。

注 平成15年度から総報酬制が導入された。

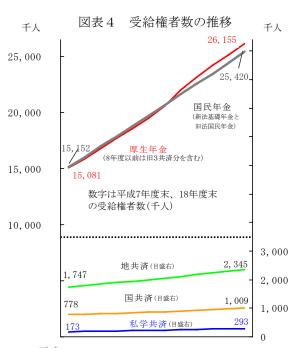
3 受給権者

〇受給権者数 - 各制度とも増加が続く-

受給権者数は、厚生年金 2,616 万人、国 共済 101 万人、地共済 235 万人、私学共済 29 万人、国民年金(新法基礎年金と旧法国 民年金)2,542 万人であった(図表 4、本文 図表 2-3-1)。何らかの公的年金の受給権を 有する者は 3,366 万人である。各制度とも 増加を続けている。

〇老齢・退年相当の年金の平均年金月額

老齢・退年相当^{注1}の年金の平均年金月額 注2(老齢基礎年金分を含む)は、厚生年金



平成 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 年度

(厚生年金基金代行分も含む)16.3万円、国共済20.8万円、地共済22.1万円、私学共済20.6万円、国民年金(新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金)5.3万円であった(本文図表2-3-16)。すべての被用者年金で減少したが、厚生年金は18年度に女性の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられた注3ことなどから、他制度に比べ減少幅が大きくなっている。一方、国民年金は増加を続けている(本文図表2-3-18)。

- 注1 老齢・退年相当とは、被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている(経過措置(現在は20年以上) 及び中高齢の特例措置(15年以上)も含む)新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金 及び退職年金のことをいう。
- 注2 比較に際しては、共済年金には職域部分が含まれることの他、男女比や平均加入期間に制度間で差があることに留意が必要である。
- 注3 共済年金の女性については、既に男性と一緒に定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、厚生年金の女性のみ、引上げスケジュールが5年遅れとなっている。

4 財政指標

〇年金扶養比率 一高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下一

年金扶養比率^注は、厚生年金 2.82、国共済 1.68、地共済 1.89、私学共済 4.88、国民 年金 2.77 であり、各制度とも一貫して低下してきている(本文図表 2-4-2、2-4-3)。 年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

注 被保険者数の受給権者数(老齢・退年相当の受給権者数)に対する比。

〇総合費用率

総合費用率^注は、厚生年金 17.8%、国共済 17.6%、地共済 16.8%、私学共済 12.0% であった(本文図表 2-4-8、2-4-9)。18 年度は国共済、地共済、私学共済で上昇し、厚生年金で横ばいとなっている。

注 実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分の標準報酬総額に対する比率。 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

5 平成 16 年財政再計算における将来見通しとの比較

〇被保険者数

被保険者数は、厚生年金、私学共済、国民年金(基礎年金)は実績^{注1}が将来見通し^{注2}を上回ったが、国共済+地共済^{注3}は下回った(本文図表 3-2-1)。上回った割合は、厚生年金 3.6%、私学共済 3.5%、国民年金(基礎年金)0.8%であった。一方、下回った割合は、国共済+地共済 0.1%であった。

- 注1 厚生年金については、「実績推計」(本文98頁参照)で比較している。以下においても同様である。
- 注2 将来見通しは、平成16年財政再計算の将来見通しにおける基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担について、 平成16年改正後の引上げを反映した加工値(本文99頁参照)である。以下においても同様である。
- 注3 国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、財政再計算では両者の財政を一体として扱った将来見通しが示されている。ここでは、国共済と地共済の合算分を「国共済+地共済」と表記している。

〇受給者数

受給者数は、厚生年金、国共済+地共済、私学共済は実績が将来見通しを下回ったが、国民年金(基礎年金(基礎年金相当受給者を含む))は上回った(本文図表 3-2-3)。下回った割合は、厚生年金 3.0%、国共済+地共済 3.7%、私学共済 0.5%であった。一方、上回った割合は、国民年金(基礎年金) 1.3%であった。

〇保険料収入

保険料収入は、厚生年金は実績が将来見通しを上回ったが、国共済+地共済、私学 共済、国民年金は下回った(本文図表 3-2-4)。上回った割合は、厚生年金 1.3%であった。一方、下回った割合は、国共済+地共済 5.0%、私学共済 0.3%、国民年金 15.4% であった。

〇実質的な支出額

実質的な支出額^注は、厚生年金、私学共済は実績が将来見通しを上回ったが、国共済 +地共済、国民年金は下回った(本文図表 3-2-7)。上回った割合は、厚生年金 1.0%、 私学共済 1.4%であった。一方、下回った割合は、国共済+地共済 1.6%、国民年金 5.8%であった。

注 支出のうち、保険料収入、積立金、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる部分。

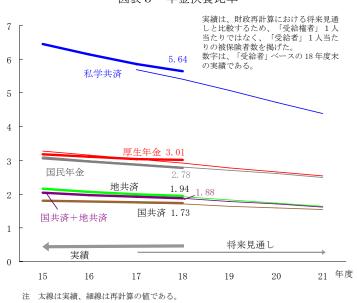
〇年金扶養比率

年金扶養比率は、厚生年金、国共済+地共済、私学共済は実績が将来見通しを上回ったが、国民年金は下回った(図表 5、本文図表 3-3-1)。上回った幅は、厚生年金0.09ポイント、国共済+地共済0.01ポイント、私学共済0.24ポイントであった。一方、下回った幅は、国民年金0.01ポイントであった(本文図表 3-3-3)。

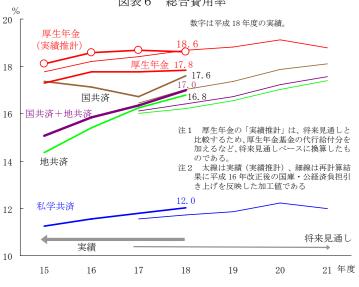
〇総合費用率

総合費用率は、厚生年金は実績が 将来見通しを下回ったが、国共済+ 地共済、私学共済は上回った(図表 6、 本文図表 3-3-4)。下回った幅は、厚 生年金0.1ポイントであった。一方、 上回った幅は、国共済+地共済 0.6 ポイント、私学共済 0.3 ポイントで あった(本文図表 3-3-6)。

図表 5 年金扶養比率



図表6 総合費用率



6 実績と平成 16 年財政再計算の将来見通しとの乖離分析

○積立金の実績と将来見通しとの乖離分析

被用者年金全制度において、積立金は実績が将来見通しを上回っており、名目運用利回りが将来見通しを上回ったことが大きく寄与している(本文図表 3-4-3)。一方、さらに細かくみると、名目賃金上昇率が将来見通しを下回っており、これは積立金の実績を将来見通しより減らす方向に作用している(本文図表 3-4-6)。時価ベースでみた場合、各共済の積立金は簿価ベースより大きくなり、将来見通しとの乖離は一層大きくなっている。

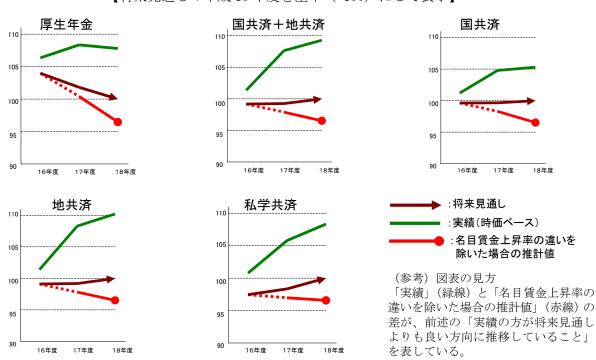
(「実質」でみた財政状況)

公的年金では、保険料や給付費など収支両面とも長期的には概ね名目賃金上昇率に 応じて増減することから、前述のように積立金に名目賃金上昇率の違いによる乖離が 生じても、実質賃金上昇率等が変わらなければ、全体の財政規模が相似的に拡大、縮 小するだけであり、長期的には財政的にあまり影響がないと考えられる。

名目賃金上昇率の違いを除いた場合の推計値^注を実績の積立金と比較すると、各制度とも、実質的な運用利回りが将来見通しを上回ったことによって、大きくプラスとなっている(図表 7、本文図表 3-4-7)。これは、年金財政の観点から見れば、実績の方が将来見通しよりも良い方向に推移していることを意味している。

注 平成16年財政再計算における将来見通しについて、名目賃金上昇率を、財政再計算の前提の数値から実績の数値に置き換えて算出した推計値。

図表 7 積立金の実績と平成 16 年財政再計算における将来見通しとの乖離状況 【将来見通しの平成 18 年度を基準 (=100) にして表示】



-vi-

〇収支比率注の実績と将来見通しとの乖離分析

被用者年金全制度において、収支比率は実績が将来見通しを下回った(本文図表 3-5-1)。その乖離の大部分は、各制度とも、18年度の運用収入が将来見通しを上回ったことにより発生したものである(本文図表 3-5-2)。

注 「実質的な支出-国庫・公経済負担」の「保険料収入+運用収入」に対する百分比。

〇積立比率^注の実績と将来見通しとの乖離分析

被用者年金全制度において、積立比率(時価ベース)は実績が将来見通しを上回った(本文図表 3-5-5)。その乖離の大部分は、各制度とも、18年度の「前年度末積立金」(17年度末積立金)の乖離によるものであり、さらに、その乖離の主な要因は、17年度の名目運用利回りが将来見通しを上回ったことによるものである(本文図表 3-5-7)。

注 前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出-国庫・公経済負担」に対する比。